

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄												
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)					
			当該転用許可について都道府県知事に権限を移譲する。 「さがみロボット産業特区」は、「生活支援ロボットの実用化」を図っていくことを目標としている。そこで、ロボットの研究開発・実証実験の担い手となるロボット関連産業を特区エリアに集積させていくこととしている。 このため、ロボット関連企業が新規立地するための受け皿となる産業用地を確保していくことが必要となっている。 本県が、平成16年度からこれまで取り組んできた企業誘致施策「インベスト神奈川」によって誘致した企業の工場・研究所・本社等の用地面積の実績から、今後の特区エリアでの企業立地に係る用地需要を推計すると、今後5年間で、107haが必要となる。 一方で、現在、特区エリア内で分譲されている産業用地は、14.3haに過ぎず、今後の企業の用地需要に対して、まったく応えられないのが現状である。 そこで本県においては、特区エリア内に設定されている11箇所の工業系特定保留区域及び3箇所の一般保留を早期に市街化編入し、産業用地を新規に創出していくことが喫緊の課題となっている。 しかし、工業系特定保留区域については、既に全部または一部が市街化編入済みの3箇所を越え、残り箇所のある区域については、急激な地価下落などにより土地区画整理事業等への地権者の合意形成が難しく、市街化編入が遅れている。 こうした状況に鑑み、本県では、企業立地の受け皿を早期に確保していくため、特区エリア内の工業系特定保留区域等において、市街化編入前に工場・研究所・本社が立地可能となるよう、都市計画法に基づく個別の開発許可基準の緩和や、市街化調整区域における地区計画の活用促進など、県が権限を持つ土地利用に係る各種規制の緩和を行う「飛騨特区」の検討を進めている。 しかし、2haを超える農地転用許可事務については、知事が適切に実施することが可能であるにもかかわらず、大臣協議や大臣許可が必要になっている。 そこで、本特区において、ロボット関連産業の集積を速やかに図っていくため、特区エリア内の工業系特定保留区域及び一般保留における農地転用に限って大臣協議を廃止し、大臣の許可権限を知事に移譲するよう要請する。 なお、これまでの農水省との協議において、同省からは、「優良農地を確保していくことが国の責務である。規模の大きな農地の転用許可については、優良農地の確保を図る上で影響が大きく、国レベルの視点に立った判断が必要である」旨の主張がなされている。 しかし、本県がこれまで主張してきたように、 ① 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、当該許可権限を都道府県に移譲することが明記されていること。 ② 平成21年の改正農地法の附則19条4項で、農地転用申請の実施主体の在り方を検討し、必要な措置を講ずることとされていること。 ③ 本県はこれまでの2ha以下の転用事務については、国の関与がなくても適切に実施してきたため、2ha超の大臣が関与・許可する転用手続きについても知事に権限移譲した際に特段の支障がないことから、本特区において、先行的に権限移譲を図っていくことを再度検討していただきたい。 農地転用事務については、地域の農地の状況を踏まえ、農業者等は、まちづくりや産業施策など総合的な行政を担っている自治体に権限を移譲することで、地域の事情に対応しやすくなる、より適切な判断がなされるものと期待している。よって、こうした観点からも、権限移譲を検討していただければようお願いしたい。 また、本県では、大消費地の中で営まれる都市農業の利点を生かし、生産者と流通・加工・小売業者等とのマッチングによるオーダー型農業の展開や6次産業化による高付加価値化、意欲ある担い手など多様な担い手の確保、農の持続促進など、平成24年6月に改訂した「かながわ農業活性化指針」の推進により、優良農地の確保を図っていく。				担当省庁の見解 担当省庁の見解記入欄 【省庁の見解における「対応」欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討												
さがみロボット産業特区	農地転用に係る権限移譲	(25春) 3034		生活支援ロボットの実用化の促進に向け、研究開発・実証実験の担い手を増やしつつ実証環境の充実を図るためには、工場等を設置する際の時間的コストを低減し、企業立地を進める必要がある。 しかし、本県では、平成26年度のさがみ縦貫道路の全線開通を見据えて、本特区エリアにロボット関連産業をはじめとする多くの製造業の集積を行い、地域経済の活性化を目指していくこととしているが、既存の市街化区域にはまとまった産業用地が確保できない状況である。 そこで、将来は市街化を予定している特区エリア内に工業系特定保留区域及び一般保留を活用して、市街化編入前に農地転用を行うことで、速やかに産業適地の創出をしていくことが必要となっている。 しかし、農地法第4条又は第5条により農林水産大臣が許可権限を有する4ha超の農地転用について、大臣・知事の双方が関与することから手続きに時間を要する。	農地法第4条第1項本文、第5条第1項本文	1回目	農林水産省	農村振興局 農村計画課	農地法第4条第1項本文、第5条第1項本文	E	—	—	農地は食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地において、良好な状態を維持・保全し、有効利用を図ることが重要である。 また、農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。 このため、規模の大きな農地の転用については、国の関与(2haから4haは国への協議、4ha超は国の許可)を必要としている。	規模の大きな農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺の無秩序な開発を招くおそれがあるなど、優良農地の確保を図る上での影響が大きく、国レベルの視点に立った判断が必要である。 特定保留地区は市街化整備が具体化するまでの間、市街化区域への編入を保留する区域であり、当該区域への編入を前提として調整を行ったもの、市街化調整区域として、農地転用の取扱いは、他の市街化調整区域の土地と同様となるが、市街地整備が具体化したところから市街化区域に編入すれば、農業委員会への届出のみで農地転用が可能。 農地転用許可事務については、標準的な事務処理期間を6週間と定め、その迅速な処理を図っているところ。					
						2回目				E	—	—	農地は食料生産にとって最も基礎的な資源であり、優良農地を良好な状態に維持・保全し、有効利用を図ることが重要。 また、農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要。 このため、大規模な農地転用には、国の関与(2haから4haは国への協議、4ha超は国の許可)が必要。	貴県は、特定保留地区等の中において、地区計画を市町が作成し都市計画法に規定する県との協議がなされた場合に限って権限移譲・関与の廃止を求めているが、提案に係る地区において都市的な土地利用が確実な場合には、地区計画の都市計画決定とあわせて、当該地区の市街化区域への編入に係る都市計画決定をすることが可能であり、市街化区域に編入された場合、農業委員会への届出で農地転用は可能となる。 農地転用事務の実施主体や国の関与等については、平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえて、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに検討することが必要。 産業用地の創出に当たり、さがみロボット産業特区で指定したエリア内の農地転用に係る許可や協議、または市街化区域編入などについて、具体的な調整が必要となった場合には、個別事案ごとに相談に応じてまいりたい。					

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
さがみロボット産業特区	農地転用に係る権限移譲	(25春)3034	c	<p>○保留区域は、市街化区域への編入を前提に設定したものであることは承知している。</p> <p>○そこでこれまでも、保留区域の設定がなされている「さがみロボット産業特区」内の市町にあっては、土地区画整理事業などの手法を活用し、計画的な市街地整備を行っていくため、鋭意地権者との調整を行ってきた。</p> <p>○しかし、長年の地価下落による減歩率の上昇などを背景に、区画整理事業への地権者の合意形成が困難になっている区域が多いのが現状である。</p> <p>○一方で、「さがみロボット産業特区」の目的である生活支援ロボットの開発・生産に向けては、多くのロボット関連産業が集積し、技術連携していくことが必要であり、そのためには多数の企業が立地するための産業適地を速やかに創出していくことが喫緊の課題になっている。</p> <p>○そこで、例えば、工業系特定保留区域や一般保留の中において、当該区域全体の市街化区域編入に支障を及ぼさないエリアで、地区計画を市町が作成し、都市計画法第19条第3項に基づき、県と協議(町の場合は県の同意が必要)をした場合には、そのエリア内の農地の転用許可に係る国との協議を不要とし(農地面積2ha超4ha以下)、また、許可権限を大臣から知事に移譲(農地面積4ha超)することをご検討いただけないか。</p> <p>○国が「さがみロボット産業特区」を指定した趣旨に鑑み、こうした事例も含めて、国と県の双方が了解できる方法がどこにあるのか、ご教示いただきたい。</p>	<p>農林水産省より、優良農地の確保を図る観点から国レベルの視点に立った判断が必要であり、対応しないとの見解が示されているが、自治体は、保留区域内で都市計画法の基づく県と市町村の協議が整ったものに限っての権限移譲を改めて提案している。</p> <p>農林水産省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。また、自治体は限定的な権限移譲が適当と考える根拠を明確に示すこと。</p>	
			a	<p>さがみロボット産業特区のエリア内で産業用地の創出をしていく上で、農地転用に係る許可や協議、市街化区域編入などの調整が必要になった場合には、農林水産省として個別に相談に応じるということであった。</p> <p>今後、具体的な調整の場において、特区の趣旨を踏まえた協議を行うこと。</p> <p>なお、本協議で、本県が求めていた「農地転用に係る権限移譲」については、国において、平成21年の改正農地法の附則に基づき、平成26年中に検討することを確認した。</p>	<p>要望の実現に向けて、農地転用に係る許可や協議、または市街化区域編入などについて、個別事案ごとに具体的な相談・調整を行っていくという見解を得ることができ、自治体が了解しているため、一旦協議は終了する。自治体は、産業用地の創出に係る個別の具体的な取組を継続すること。</p>	iv

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄									
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)		
			当該協議を廃止する。 「さがみロボット産業特区」は、「生活支援ロボットの活用化」を図っていくことを目標にしている。そこで、ロボットの研究開発・実証実験の担い手となるロボット関連産業を特区エリアに集積させていくこととしている。 このため、ロボット関連企業が新規立地するための受け皿となる産業用地を確保していくことが必要となっている。 本県が、平成18年度からこれまで取り組んできた企業集積政策「インベスト特賞川」によって誘致した企業の工場・研究所・本社の用地面積の集積から、今後の特区エリアでの企業立地に係る用地需要を推計すると、今後5年間で、107haが必要となる。 一方で、現在、特区エリア内で分譲されている産業用地は、14.3haに過ぎず、今後の企業の用地需要に對して、まったく応えられないのが現状である。 そこで本県においては、特区エリア内に設定されている11箇所の工業系特定保留区域及び3箇所の一般保留を早期に市街化編入し、産業用地を新規に創出していくことが喫緊の課題となっている。 しかし、工業系特定保留区域については、既に全部または一部が市街化編入済みの3箇所を除く、残り8箇所の区域については、長引く地価下落などにより土地区画整理事業等への地権者の合意形成が難航しており、市街化編入が遅れている。 こうした状況に鑑み、本県では、企業立地の受け皿を早期に確保していくため、特区エリア内の工業系特定保留区域等において、市街化編入前に工場・研究所・本社が立地可能となるよう、都市計画法に基づく原の開発許可基準の緩和や、市街化調整区域における地区計画の活用促進など、様々な措置を講ずる土地利用に係る各種規制の緩和を行い「東版特区」の検討を進めている。 しかし、2haを超える農地転用許可事務については、知事が適切に実施することが可能であるにもかかわらず、大臣協議や大臣許可が必要になっている。 そこで、本特区において、ロボット関連産業の集積を促すため、特区エリア内の工業系特定保留区域及び一般保留における農地転用に限って大臣協議を廃止し、大臣の許可権限を知事に移譲するよう要請する。 なお、これまでの農水省との協議において、両者からは、「優良農地を確保していくことが国の責務である。規模の大きな農地の転用許可については、優良農地の確保を図る上で影響が大きく、国レベルの視点に立った判断が必要である」旨の主張がなされている。しかし、本県がこれまで主張してきたように、 ① 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、当該許可権限を都道府県に移譲することが明記されていること。 ② 平成21年の改正農地法の附則19条4項で、農地転用事務の実施主体の在り方を検討し、必要な措置を講ずることとされていること。 ③ 本県はこれまで2ha以下の転用事務については、国の関与がなくても適切に実施してきたため、2ha超の大臣が関与・許可する転用手続きについても知事に権限移譲した際に特段の支障がないことから、本特区において、先行的に権限移譲を図っていくことを再度検討していただきたい。 農地転用事務については、地域の農地の状況を熟知し、さらには、農業施策はもとより、まちづくりや産業施策など総合的な行政を担っている自治体に権限を移譲することで、地域の事情に対応したきめ細かい、より適切な判断がなされるものと確信している。よって、こうした観点からも、権限移譲を検討していただければよいお願いしたい。 また、本県では、大消費地の中で営まれる都市農業のメリットを生かし、生産者と流通・加工・小売業者等とのマッチングによるオーガニック農業の展開や次世代による後継者育成、意欲ある担い手など多様な担い手の確保、農の理解促進など、平成24年3月に改訂した「かながわ農業活性化指針」の推進により、優良農地の確保を図っていく。	生活支援ロボットの活用化の促進に向け、研究開発・実証実験の担い手を増やし実証環境の充実を図るためには、工場等を設置する際の時間的コストを低減し、企業立地を進める必要がある。 しかし、本県では、平成26年度のさがみ縦貫道路の全線開通を見据えて、本特区エリアにロボット関連産業をはじめとする多くの製造業の集積を行い、地域経済の活性化を目指していくことにしているが、既存の市街化区域にはまとまった産業用地が確保できない状況である。 そこで、将来は市街化を予定している特区エリア内にある工業系特定保留区域及び一般保留を活用して、市街化編入前に農地転用を行うことで、速やかに産業適地の創出をしていくことが必要となっている。 しかし、農地法第4条又は第5条により都道府県知事の権限である農地転用のうち、4ha以下2ha超のものについては、農林水産大臣との協議が必要とされているため、手続きに時間を要する。	農地法第4条第1項本文、第5条第1項本文 農地法附則(昭和27年7月15日)第2項	1回目	農林水産省	農村振興局 農村計画課	農地法第4条第1項本文、第5条第1項本文 農地法附則(昭和27年7月15日)第2項	E	—	—	農地は食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地について、良好な状態を維持・保全し、有効利用を図ることが重要である。 また、農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。 このため、規模の大きな農地の転用については、国の関与(2haから4haは国への協議、4ha超は国の許可)を必要としている。	規模の大きな農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺の無秩序な開発を招くおそれがあるなど、優良農地の確保を図る上での影響が大きく、国レベルの視点に立った判断が必要である。 特定保留地区は市街化整備が具体化するまでの間、市街化区域への編入を保留する区域であり、当該区域への編入を前提として調整を行ったもの、市街化調整区域として、農地転用の取扱いは、他の市街化調整区域の土地と同様となるが、市街地整備が具体化したところから市街化区域に編入すれば、農業委員会への届出のみで農地転用が可能。 農地転用許可事務については、標準的な事務処理期間を6週間と定め、その迅速な処理を図っているところ。		
さがみロボット産業特区	農地転用に係る国の関与の廃止	(25春)3035				2回目						E	—	—	農地は食料生産にとって最も基礎的な資源であり、優良農地を良好な状態に維持・保全し、有効利用を図ることが重要。 また、農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要。 このため、大規模な農地転用には、国の関与(2haから4haは国への協議、4ha超は国の許可)が必要。	貴県は、特定保留地区等の中において、地区計画を市町が作成し都市計画法に規定する県との協議がなされた場合に限って権限移譲・関与の廃止を求めているが、提案に係る地区において都市的な土地利用が確実な場合には、地区計画の都市計画決定とあわせて、当該地区の市街化区域への編入に係る都市計画決定をすることが可能であり、市街化区域に編入された場合、農業委員会への届出で農地転用は可能となる。 農地転用事務の実施主体や国の関与等については、平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえて、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに検討することが必要。 産業用地の創出に当たり、さがみロボット産業特区で指定したエリア内の農地転用に係る許可や協議、または市街化区域編入などについて、具体的な調整が必要となった場合には、個別事案ごとに相談に応じてまいりたい。

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
					<p>【整理フラグ欄内容】</p> <p>i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの                      ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの                      iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの                      iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの                      v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの                      vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p>	
さがみロボット産業特区	農地転用に係る国の関与の廃止	(25春)3035	c	<p>○保留区域は、市街化区域への編入を前提に設定したものであることは承知している。                      ○そこでこれまでも、保留区域の設定がなされている「さがみロボット産業特区」内の市町にあっては、土地区画整理事業などの手法を活用し、計画的な市街地整備を行っていくため、鋭意地権者との調整を行ってきた。                      ○しかし、長年の地価下落による減歩率の上昇などを背景に、区画整理事業への地権者の合意形成が困難になっている区域が多いのが現状である。                      ○一方で、「さがみロボット産業特区」の目的である生活支援ロボットの開発・生産に向けては、多くのロボット関連産業が集積し、技術連携していくことが必要であり、そのためには多数の企業が立地するための産業適地を速やかに創出していくことが喫緊の課題になっている。                      ○そこで、例えば、工業系特定保留区域や一般保留の中において、当該区域全体の市街化区域編入に支障を及ぼさないエリアで、地区計画を市町が作成し、都市計画法第19条第3項に基づき、県と協議(町の場合は県の同意が必要)をした場合には、そのエリア内の農地の転用許可に係る国との協議を不要とし(農地面積2ha超4ha以下)、また、許可権限を大臣から知事に移譲(農地面積4ha超)することをご検討いただけないか。                      ○国が「さがみロボット産業特区」を指定した趣旨に鑑み、こうした事例も含めて、国と県の双方が了解できる方法がどこにあるのか、ご教示いただきたい。</p>	<p>農林水産省より、優良農地の確保を図る観点から国レベルの視点に立った判断が必要であり、対応しないとの見解が示されているが、自治体は、保留区域内で都市計画法に基づく県と市町村の協議が整ったものに限っての国の関与の廃止を改めて提案している。                      農林水産省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。また、自治体は限定的な国の関与の廃止が適当と考える根拠を明確に示すこと。</p>	
			a	<p>さがみロボット産業特区のエリア内で産業用地の創出をしていく上で、農地転用に係る許可や協議、市街化区域編入などの調整が必要になった場合には、農林水産省として個別に相談に応じるということであった。                      今後、具体的な調整の場において、特区の趣旨を踏まえた協議を行うこと。                      なお、本協議で、本県が求めていた「農地転用に係る権限移譲」については、国において、平成21年の改正農地法の附則に基づき、平成26年中に検討することを確認した。</p>	<p>要望の実現に向けて、農地転用に係る許可や協議、または市街化区域編入などについて、個別事案ごとに具体的な相談・調整を行っていくという見解を得ることができ、自治体が了解しているため、一旦協議は終了する。自治体は、産業用地の創出に係る個別の具体的な取組を継続すること。</p>	iv

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
さがみロボット産業特区	遠隔診療が認められる範囲の拡大	3201	厚生労働省通知を改正し、救急救命の現場や妊婦等の健診に係る遠隔診療を可能とする。また、本件提案が実現した場合には、遠隔診療に用いる新たな技術等について診療報酬点数の加算を認めるなど、実用化・普及に向けたさらなる後押しが必要であると考え、そうした対応が可能かについても、本件協議の中であわせて見解を確認したい。	救急救命の現場(救急車内等)で緊急に医師の診療が必要となった場合、病院に到着してからの対応となり治療が遅くなる。また、妊婦等の健診にあたって診療が必要な場合、受診場所が産科医のいる病院等に限定され、妊婦等への負担が大きいの。こうした事態に対応するためには、ロボット技術の活用により遠隔診療を実現する必要がある。しかし遠隔診療は、厚生労働省通知において、対面診療が困難な場合などに限定されており、上記のような場合に遠隔診療が可能かが不明確であるため、機器の実用化・普及が進まない。	医師法第20条 厚生労働省通知(健政発第1075号平成23年3月31日一部改正)	1回目	厚生労働省	医政局医事課 保険局医療課 雇用均等・児童家庭局母子保健課	・健康保険法第76条第2項 ・医師法第20条 ・「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」について(平成9年12月24日健政発第1075号)	D	—	—	【健康保険法】 安全性・有効性のエビデンスが得られた遠隔医療については、順次、診療報酬改定において検討している。 【医師法等】 医師法第20条では、患者に応じた適切な治療を施す必要があることから、「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない」とされている。 なお、医師法第20条の「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のもをいう。	【健康保険法】 安全性・有効性のエビデンスが得られた遠隔医療については、順次、診療報酬改定において検討している。 【医師法関係】 ○ご提案の超音波装置を用いて、救急車内の患者の状態を確認することについては、どの医療機関が受入が可能かを的確に判断するにあたって、それぞれの医療機関の医師に超音波診断画像を送り、受入可能か否かを判断するために用いるのであれば、診断行為に当たらず、医師法第20条に違反しない。なお、超音波装置を用いることができる者が医師の指示の下に超音波装置を使用することが前提となる。 ○当該超音波装置を妊婦の健診に活用することについては、初診や急性期を除き、直接の対面診療と適切に組み合わせて利用していただくのであれば、医師法第20条に違反しない。 ただし、妊婦健診については、問診、診察及び検査計測により本人の健康状態を把握し、適切な処置を行うとともに健康管理につなげるものである上、妊婦期は、母子ともに定期的かつ継続的な管理が必要な時期であるため、その健康管理が重要であること、健診ごとの母体や胎児の変化が大きく、胎児の発育状況等を適切に評価することが必要なこと等から、安全・安心な妊婦・出産を図るためには、可能な限り、医師と妊婦が対面して行われることが望ましいと考えられる。
						2回目			Z及びD	—	—	【健康保険法】 安全性・有効性のエビデンスが得られた遠隔医療については、順次、診療報酬改定において検討している。 【医師法等】 医師法第20条では、患者に応じた適切な治療を施す必要があることから、「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない」とされている。 なお、医師法第20条の「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のもをいう。	【健康保険法】 ○個別の医療技術の保険適用については、中医協等で検討の上、その可否について判断していくこととしているため、あらかじめ見解を示すことは困難であるが、一般に、安全性・有効性のエビデンスが得られた遠隔医療については、順次、診療報酬改定において検討している。 【医師法関係】 ○ご提案の超音波装置を救急救命士等が取り付けることが可能かどうかについては、①超音波装置が患者に与える影響(負担)、②超音波装置の取り付け方が検査結果等に及ぼす影響等、を踏まえて判断する必要があるため、超音波装置の詳細が確定していない以上、現時点では回答することはできない。 ○医師が超音波装置を遠隔操作することについては、医師が画像を見ながら操作を行うことができる等、検査に支障が生じない環境が整備されているのであれば、特段の問題はないと考える。 ○搬送後の診察のために超音波装置を使用することが可能かどうかについては、搬送先で診療を行う医師に超音波装置の画像を送る仕組みが構築され、かつ、その画像の情報のみをもって診断を行うのではなく、診療のための参考情報として利用されるものであれば、特段の問題はないと考える。	

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
			【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
さがみロボット産業特区	遠隔診療が認められる範囲の拡大	3201	(診療報酬について) c (救急救命への活用について) c (妊婦の健診への活用について) a	(診療報酬について) 現行制度や運用についての説明だけではなく、本件機器について、安全性・有効性のエビデンスが得られた場合には診療報酬改定の対象となり得ることを確認したい。 (救急救命への活用について) 本件機器は、救急救命の現場において、救急車に通常乗務している者(救急救命士等)が患者の体に取り付けた上で、病院にいる医師が遠隔操作することにより、搬送先の決定のほか、搬送後の診断に用いる情報収集にも活用していきたいと考えている。 現在は機器の研究開発段階であり、機器の詳細や運用方法などについては今後の実証実験を通して構築していくこととなるが、それに先立ち、救急救命士等による本件機器の取り付けが可能かや、取り付けられた機器について医師が遠隔操作を行うことが可能か、搬送後の診断に用いる情報収集への活用が医師法第20条に抵触しないか、といった点について、実用化に向けて明らかにすべき事項など見解を伺いたい。 (妊婦の健診への活用について) 一定の条件の下で妊婦の健診に活用できることが確認できたので、了解したい。なお、直接の対面診療と適切に組み合わせることが必要とこのことであるため、その詳細については今後個別に相談させていただきたい。	厚生労働省からは、①安全性・有効性のエビデンスが得られた遠隔医療については、診療報酬改定において検討される、②提案機器により救急車内の患者の状態を確認することについて、超音波装置を用いることができる者が医師の指示のもと、患者受入の可否について判断するために用いるのであれば医師法第20条に違反しない、③提案機器による妊婦の検診について、初診や急性期を除き直接の対面診療と適切に組み合わせることにより医師法第20条に違反しないとして、現行法で対応可能との見解が示された。 自治体は③について了解したが、①提案機器についても対象となりうることの確認を求めるとともに、②救急救命士等が機器の取り付け主体となることが可能か、医師による遠隔操作が可能か、搬送後の診断に用いるための機器の使用が可能かについて厚生労働省の見解を求めている。 厚生労働省は、自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。	
			d	本件機器の救急救命現場での活用に関し、実用化に向けて明らかにすべき点が一定程度示されたため、当面はこの見解を踏まえて本特区における開発・実証を進めていくこととし、今回の協議継続は見送ることとした。 ただし、「検査に支障が生じない環境」「搬送先で診療を行う医師に超音波装置の画像を送る仕組み」「診療のための参考情報として利用」などの条件が必要とのことであり、診療報酬の対象となるかについても現時点では見解を示すことが困難とのことであるため、機器の完成度を高めていく中で、詳細について今後個別に確認・相談させていただくとともに、規制緩和が必要となった場合等には再度協議を行うこととした。	厚生労働省から、自治体の提案の実現に向けて明らかにするべき点や条件等が示され、自治体がそれを踏まえて取組を進めるものとしていることから、協議を終了する。 ただし、取組が実現できないことが判明した場合は、改めて協議を行うこととする。	iv